

毎月勤労統計の不適切調査・計数処理を巡るその後の展開
—再生に向けた取り組みと今後の課題—

西村清彦（政策研究大学院大学）

肥後雅博（東京大学）

2021年5月

CREPE DISCUSSION PAPER NO. 101



CENTER FOR RESEARCH AND EDUCATION FOR POLICY EVALUATION (CREPE)
THE UNIVERSITY OF TOKYO
<http://www.crepe.e.u-tokyo.ac.jp/>

毎月勤労統計の不適切調査・計数処理を巡るその後の展開¹

— 再生に向けた取り組みと今後の課題 —

西村清彦²・肥後雅博³

2021年5月

【要 旨】

2018年末、「毎月勤労統計」における不適切な調査や計数処理の問題が明らかになった。統計関係者のみならず、統計ユーザー、政治家、マスコミなど様々なステークホルダーから厳しい批判を受け、「毎月勤労統計」にとどまらず、公的統計全体に対する信頼が損なわれる深刻な事態となった。

本稿では、「問題」発覚を受けて、統計委員会と厚生労働省の手によって進められている「毎月勤労統計」の再生に向けた取り組みについて、中間的な総括を行う。①東京都の大規模事業所における全数調査への復帰、②適切な復元処理に基づく賃金データの遡及推計、の2つの点については、関係者の努力により課題は達成されたが、③中規模・小規模事業所における精度向上は道半ばであり、当面の課題として重要である。

さらに、「毎月勤労統計」の精度向上を図り、統計の持続可能性を高めるには、今後、2つのより大きな課題にも取り組む必要がある。ここでは、④復元推計に用いる母集団労働者数における速報値の精度向上と確定値反映タイミングの早期化、⑤調査票回収率の低下に歯止めをかけることを目的とする調査方法の抜本的見直し—「企業」別の調査への移行—、について取り上げる。

キーワード： 毎月勤労統計、復元推計、抽出率逆数、比推定、全数調査、標本調査、ローテーション・サンプリング、標本誤差、非標本誤差、サバイバル・バイアス、回収率、事業所別調査、企業別調査

¹ 本稿の作成に当たり、月例金融班研究会（日本政策投資銀行設備投資研究所との共同研究会：2020年11月27日）、東京大学・応用統計ワークショップ（2021年5月7日）の参加者から有益なコメントを頂いた。記して感謝の意を表したい。

² 政策研究大学院大学 (ki-nishimura@grips.ac.jp)

³ 東京大学 (masahiro.higo@e.u-tokyo.ac.jp)

1. はじめに

2018 年末、「毎月勤労統計」における不適切な調査や計数処理の問題が明らかになった。こうした不適切な調査や計数処理に対しては、統計関係者のみならず、統計ユーザー、政治家、マスコミなど様々なステークホルダーから厳しい批判を受け、「毎月勤労統計」にとどまらず、公的統計全体に対する信頼が損なわれる状況となった。新しい統計法のもとで抜本的な「統計改革」に取り組んできた統計委員会や関係府省にとっては極めて深刻な事態であった⁴。その後、統計委員会と厚生労働省の手によって、「毎月勤労統計」の再生に向けた取り組みが進められている。「問題」発覚から 2 年余りが経過して、その取り組みについても一定程度の進捗をみている。

本稿では、再生に向けた取り組みについて中間的な総括を行い、中規模・小規模事業所における精度向上が残る課題として重要であることを指摘する。さらに、今後取り組むべきより大きな課題、①復元推計に用いる母集団労働者数の速報値の精度向上と確定値反映タイミングの早期化、②調査票回収率の低下傾向に歯止めをかけることを目的とした調査方法の抜本的な見直し：「企業」別の調査への移行、を取り上げる。

2. 「毎月勤労統計」再生に向けた取り組みの成果

2-1. 「毎月勤労統計」問題の所在

「毎月勤労統計」における不適切な調査や計数処理の具体的な内容は以下のとおりである。

① 東京都の大規模事業所における不適切調査

東京都における常用労働者 500 人以上の大規模事業所に対して、総務大臣の承認を受けた「調査計画」で定められた全数調査を勝手に変更し、2004 年 1 月から標本調査が行われていた。具体的には東京都・大規模事業所 1,464 事業所のうち、491 事業所しか調査が行われていなかった。

さらに「調査計画」では、33,200 事業所に対して調査を実施する計画となっていたが、実際の調査対象は約 30,000 事業所にとどまり、約 3,000 事業所過小

⁴ 今回の統計改革の詳しい内容については、西村・山澤・肥後（2020）を参照。

となっていた。

② 東京都の大規模事業所における不適切な計数処理（復元処理）

もう一つの「不適切」問題は、標本調査となっていた東京都の大規模事業所のデータが正しく復元処理されていなかったことである。「毎月勤労統計」では 2 段階の復元処理が必要である。第 1 段階は、産業別・事業所規模別に、東京都と「東京都以外の 46 道府県」の 2 つの層ごとに、各々抽出率の逆数を乗じて全数ベースに引き戻した賃金支給総額、労働者数、平均賃金を推計する（「抽出率逆数」による復元推計）。第 2 段階では、「雇用保険データ」等から延長推計された母集団労働者数を利用し、(母集団労働者数／第 1 段階で復元推計した労働者数) を乗じることで、産業計・事業所規模計の賃金支給総額、労働者数、平均賃金を推計する（「比推定」による復元推計）。

「毎月勤労統計」では、このうち第 1 段階の復元処理が実施されておらず、東京都の大規模事業所が全体に占めるシェアが過小となっていた。東京都の賃金水準は他の道府県と比べかなり高いことから、推計された全国ベースの平均賃金が 2004 年 1 月以降、過小となっていた。この結果、過去に給付された雇用保険の追加の給付が必要になるなど、国の 2019 年度予算案にも大きな影響が生じ、国会で大きな問題となった。

厚生労働省から上記の報告を受けた統計委員会は、2019 年 1 月 22 日、厚生労働大臣に対して「毎月勤労統計及び毎月勤労統計調査に係る統計法の施行状況に関する意見」を送付し、上記①、②の問題を可及的かつ速やかに解決するように求めた。厚生労働省は、統計委員会の指導や助言を受けつつ、「毎月勤労統計」の再生に向けた取り組みを進めてきている。

2-2. 東京都・大規模事業所の全数調査への復帰

(1) 東京都・大規模事業所における全数調査への復帰のインパクト

統計委員会の意見書を受けて、厚生労働省は、2019 年 6 月分から東京都・大規模事業所での全数調査を開始した。東京都の全数調査への復帰によって、調査対象事業所数は 800 弱、約 3% 増加したに過ぎないが、全規模・調査産業計の賃金に大きなインパクトをもたらしている。

全数調査に移行した 2019 年 6 月分の賃金をみると、新たに追加された事業所を含むベース（新ベース）の賃金（5 人以上・事業所規模計：賞与を含む現金給

与総額)は451,681円と、既存ベースの賃金(同)と比較して、1,542円(0.3%ポイント)上昇している(図表1)。東京都の大規模事業所に対する標本調査のサンプリングに偏りがあり、既存の標本調査では賃金が大きく下方にバイアスしていたことを示している。「毎月勤労統計」では、2019年1月にサンプル入れ替えによって大きな下方への段差(▲0.9%ポイント)が生じたが、全数調査への復帰によって、段差の3分の1以上が解消している。

(図表1) 新ベース(本系列)と既存ベース(抽出調査系列)とのかい離:2019年6月分

事業所規模計(5人以上) (円)			
	①本系列 (全数調査)	②抽出調査 系列	差分 (①-②)
現金給与総額	451,681	450,139	+1,542 (+0.3%)
きまって支給する給与	265,414	264,866	+548 (+0.2%)
所定内給与	245,846	245,303	+543 (+0.2%)
所定外給与	19,568	19,563	+5 (+0.0%)
特別に支払われた給与	186,267	185,273	+994 (+0.5%)

500人以上規模事業所 (円)			
	①本系列 (全数調査)	②抽出調査 系列	差分 (①-②)
現金給与総額	765,218	754,228	+10,990 (+1.5%)
きまって支給する給与	370,631	366,713	+3,918 (+1.1%)
所定内給与	333,232	329,304	+3,928 (+1.2%)
所定外給与	37,399	37,409	▲10 (▲0.0%)
特別に支払われた給与	394,587	387,515	+7,072 (+1.8%)

(出所) 厚生労働省「毎月勤労統計調査について」第140回統計委員会提出資料、2019年8月29日

現金給与総額のかい離(1,542円)の内訳を詳しくみると、毎月の定例給与である「所定内給与」(同548円)よりも、賞与が中心である「特別に支払われた給与」(同994円)の寄与が大きくなっている。これは、東京都の大規模事業所では、事業所間の賞与のばらつきが特に大きく、誤差の大きな要因であったことを示している。産業別では、賞与のばらつきが大きい情報通信業、金融・保険業の寄与が大きくなっている。

厚生労働省は、「決まって支給する給与」（所定内給与と所定外給与の合計）で目標精度を設定し、「毎月勤労統計」の標本設計を行ってきた。しかし、「決まって支給する給与」よりも「現金給与総額」に着目する統計ユーザーが多いこと、「国民経済計算」の雇用者報酬の推計において「現金給与総額」を利用していること、近年、賞与を機動的に増減させて給与を調整する企業が増加し、基調判断における「現金給与総額」の重要性が高まっていることを踏まえると、「決まって支給する給与」に代わり、「現金給与総額」ベースで目標精度を設定し、標本設計を行う必要性が高まっていると考えられる。

（２）サンプル入れ替えに伴う段差の縮小

「毎月勤労統計」では、サンプル入れ替えに伴う段差が大きく、賃金の基調判断が攪乱される点が統計ユーザーから強く批判されてきた。こうした批判に応え、3年おきにサンプルを全部入れ替える方式に代わり、毎年、サンプルの一部（3分の1）を入れ替えるローテーション・サンプリングが2018年1月から導入されている。

（図表２）毎月勤労統計・サンプル入れ替えの段差

■ギャップ率の要因分析（きまって支給する給与） （円）

	方式	新 (入替え後)	旧 (入替え前)	新旧差(入替え後－入替え前)	
				サンプル入替え	ウエイト更新
平成19年1月	総入替え	266,474	269,005	▲2,531 (▲0.9%)	▲2,531 (▲0.9%)
平成21年1月		262,147	265,494	▲3,347 (▲1.3%)	▲2,163 (▲0.8%)
平成24年1月		259,230	260,000	▲770 (▲0.3%)	▲1,261 (▲0.5%)
平成27年1月		258,025	261,677	▲3,652 (▲1.4%)	▲3,652 (▲1.4%)
平成30年1月	部分入替え	261,140	259,838	1,302 (+0.5%)	325 (+0.1%)
平成31年1月		259,483	261,059	▲1,576 (▲0.6%)	▲1,576 (▲0.6%)
令和2年1月		261,411	262,230	▲819 (▲0.3%)	▲819 (▲0.3%)

（参考）現金給与総額

平成31年1月	部分入替え	272,135	274,667	▲2,532 (▲0.9%)	▲2,532 (▲0.9%)
令和2年1月		275,260	275,941	▲681 (▲0.2%)	▲681 (▲0.2%)

（注）平成19年、平成21年、平成24年は従来公表値ベース。

（出所）厚生労働省「毎月勤労統計調査（令和2年1月分結果）について」第149回統計委員会・第8回企画部会提出資料、2020年4月30日

もともと、ローテーション・サンプリング導入後も、段差は十分には縮小しなかった。2019年1月のサンプル入れ替えでは、現金給与総額ベースで▲0.9%ポイントの大きな段差が生じている（図表2）。そのうち、東京都・大規模事業所の入れ替えの寄与が▲0.7%ポイントとその大半を占めていた。本来、全数調査であり、サンプル入れ替えが生じないはずの東京都・大規模事業所が段差の大きな要因となっていた。

2019年6月の東京都の全数調査への復帰によって、状況は変化している。復帰後の2020年1月のサンプル入れ替えでは、現金給与総額の段差は▲0.2%ポイントと2019年1月（▲0.9%ポイント）と比べ大幅に縮小している。大規模事業所の寄与も▲0.0%ポイントと大きく縮小している（前掲図表2）。2021年1月のサンプル入れ替えでも、大規模事業所の寄与は▲0.1%にとどまっている。全数調査への復帰で、大規模事業所においてサンプルの入れ替えがなくなったことが、段差の縮小に貢献している（ただし、中規模・小規模事業所の段差は、なお大きな問題である〈後述〉）。

（3）大規模事業所での全数調査は不可欠

以上の結果は、東京都・大規模事業所での全数調査への復帰が、「毎月勤労統計」の精度向上に大きな効果をもたらしたことを示している。不適切調査が発覚した際には、「東京都の大規模事業所における抽出調査は、手続きに瑕疵はあるが、復元処理さえ正しく行えば、精度面で問題は大きくない」とのコメントが一部の有識者からなされた。しかし、「大規模事業所の賃金のばらつきが大きいことを考慮すると、最適な標本配分の観点からは大規模事業所での全数調査が不可欠である」との意見（例えば、美添・舟岡（2019））が妥当であったと考えられる。

（4）中規模・小規模事業所の精度向上の必要性

一方、中規模・小規模事業所の統計精度はなお不十分である。中規模・小規模事業所の調査サンプル数は、現状、30～99人規模で約4,000、100～499人規模で3,000強にとどまり、標本誤差は大きくなっている（2017年7月の標準誤差率：30～99人規模0.84%、100～499人規模0.78%）。4月公表の2021年1月のサンプル入れ替えでは、現金給与総額ベースの段差が▲0.8%ポイントと再び拡大したが、そのうち30～99人規模で▲0.5%ポイントの寄与、100～499人規模で▲0.2%ポイントの寄与と、両方で段差の殆どを占める（図表3）。中小企業

での賞与のばらつきが大きいことが要因である。ローテーション・サンプリング導入後も段差はなお大きく、中規模・小規模事業所の精度向上の必要性は極めて高い。

(図表 3) サンプル入れ替えによる賃金の段差：現金給与総額：2021 年 1 月分

事業所規模別	入れ替え前	入れ替え後	段差(入れ替え後－入れ替え前)	寄与度
5人以上計	273,851円	271,761円	▲2,090円(▲0.76%ポイント)	▲0.76%pt
500人以上	385,627円	384,350円	▲1,277円(▲0.33%ポイント)	▲0.06%pt
100～499人	306,668円	303,133円	▲3,535円(▲1.05%ポイント)	▲0.27%pt
30～99人	265,609円	260,105円	▲5,504円(▲2.07%ポイント)	▲0.47%pt
5～29人	227,747円	227,747円	0円(0.00%ポイント)	0.00pt

(注) 事業所規模別の寄与度は、5人以上計(▲0.76%ポイント)に対する寄与度を算出して表示している。

(出所) 厚生労働省「毎月勤労統計」の公表データ(毎勤原表)から筆者作成。

厚生労働省は、2021年から2022年にかけて、30～499人の中規模・小規模事業所を対象にサンプルを約2,000追加する方針である。これは、調査対象事業所数が「調査計画」対比で2,000程度過小であることを受けたものである。両規模での2,000の積み増しは一定の精度改善には繋がるが、精度面では積み増しは、なお不十分である可能性が高い。中規模・小規模事業所における一層の精度改善に向けて、さらなるサンプルの積み増しを検討する必要がある。

2-3. 東京都・大規模事業所における復元処理

(1) 「空白」となった賃金データの遡及推計

もう一つの「不適切」問題は、東京都・大規模事業所のデータを正しく復元処理していなかったことである。厚生労働省は、問題発覚時に2012年1月以降については、適切な復元処理を行った再集計値を公表したが、2004年1月～2011年12月の8年間については、復元処理に必要な以下の①～③の基礎データが廃棄されていたことから、再集計は困難と説明した(図表4)。

(図表4) 2004年1月～2011年12月の復元推計に必要なにもかかわらず、
廃棄された基礎データ

- | | |
|---|---|
| ① | 2007年1月のサンプル入れ替えにおける旧対象事業所分の調査票データ |
| ② | 2009年1月のサンプル入れ替え時の指定予定事業所（調査対象予定事業所）名簿
— 2010年実施の新産業分類への変更における抽出率逆数の再計算に必要 |
| ③ | 2010年以前の雇用保険データ
— 母集団労働者数の補正に必要 |

これに対し、統計委員会は、賃金の長期時系列が断絶する異常な事態が続いた場合、フィリップス曲線など賃金上昇率とマクロ経済変数との関係を分析することができなくなり、景気分析や経済政策運営に大きな支障が生じるとの判断から、統計委員会事務局（統計委員会担当室）に代替的な推計方法を検討することを指示した。

(図表5) 不足している基礎データの代替推計案

	不足している基礎データ	なぜ必要か	代替推計案
①	サンプル入れ替え時(2007年1月)の旧対象事業所の個票データ	入れ替え時の賃金の段差を、適切な復元推計のもとで再計算する	1) 新対象事業所の個票データ、2) 東京都が公表している旧対象事業所データの集計値、などを利用
②	2009年のサンプル替え時点における新産業分類変更のための資料(調査対象に抽出した事業所名簿)	適切な復元推計の際に必要なとなる「新しい産業分類ベースの抽出率逆数」を再計算する	1) 回収された「毎月勤労統計」の個票データ、2) 母集団名簿の元データである「事業所・企業統計調査」の個票データを利用
③	2010年以前の雇用保険データ	母集団労働者数を、適切な復元推計のもとで再計算する	「不適切な復元推計」のもとで計算された母集団労働者数から雇用保険データを逆算することが可能

(出所) 厚生労働省「統計委員会提出資料」をもとに筆者作成

それを受けて事務局が作成した「代替データによる推計案」をベースに、厚生労働省が推計の具体化を進めた(図表5)。その結果、2020年8月に当該期間の

遡及推計値の公表に漕ぎづけた。問題発覚後1年半余りを経て、賃金データの空白という異常な事態はようやく解消された。

(2) 公表された遡及推計値の特徴

新たに公表された2004年1月から2011年12月までの遡及推計値をみると、全国の平均賃金は、全期間にわたって0.2~0.3%ポイント程度上方修正されている。これは、適切な復元処理を行うことで賃金水準が高い東京都が占めるシェアが拡大したためである。ただし、最大0.8%ポイントの上方修正となった2012年以降と比べると、上方修正幅は小さくなっている。

詳しくみると、東京一極集中の進展に伴い、東京都のシェアが時間とともに拡大していることから、賃金の上方修正幅が最近になるほど大きくなっている。このため、今回の復元推計によって、賃金デフレ期である2003年から2013年までの10年間における賃金下落率は▲5.9%から▲5.3%へと0.6%ポイント縮小している。

このように、賃金の基調評価にも一定の影響を及ぼす結果となっており、今回の東京都・大規模事業所における不適切な復元処理の影響は小さくなかったことを示している。

3. 今後取り組むべき課題

「毎月勤労統計」の再生に向けた取り組みにより、統計精度は一定の改善が進んでいる。今回の「不適切」問題は、政府統計の歴史のなかで最大の汚点であったが、強い危機感を持った統計委員会の指導・サポートのもと、厚生労働省が再生に向けて前向きに取り組んだ成果と評価できる。

しかし、経済政策における賃金の重要性が極めて高いことに加え、賃金動向に対するユーザーの関心が顕著に高いことを踏まえると、サンプル数が少ない水準にとどまる中規模・小規模事業所を中心に「毎月勤労統計」の精度はなお不十分であり、精度向上に向けて、見直しに取り組む必要がある。このほか、精度面で重要度の高いより大きな課題も別途存在する。以下では、こうした大きな課題について取り上げる。

3-1. 母集団労働者数の精度向上

(1) 母集団労働者数の推計方法

「毎月勤労統計」の復元推計では、母集団労働者数を利用した「比推定」によって、産業計・事業所規模計の賃金支給総額、労働者数、平均賃金を推計している。そのため、賃金の精度向上には、母集団労働者数の精度改善が不可欠である。

母集団労働者数は以下のように推計される。

- ① 5年ごとの「経済センサス」の結果から、ベンチマーク時点の母集団労働者数を求める。
- ② ベンチマーク時点から次の「経済センサス」が利用可能となる時点までは、ベンチマーク時点の労働者数を発射台に、「雇用保険データ」や「毎月勤労統計」の調査データで延長推計し、母集団労働者数の速報値を求める。
- ③ サンプル入れ替え時に新たに利用可能となった「経済センサス」のデータを用い、母集団労働者数を過去に遡って確定値に更新する。

精度向上には②の速報値から③の確定値への段差を小さくする、具体的には、②の速報値の推計精度を高めるとともに、③の確定値への更新までのタイムラグを短くすることが必要である。これまでも、母集団労働者数のベンチマーク更新により、一定の段差（例：2018年1月：0.4%ポイント）が生じている。段差縮小には母集団労働者数の精度向上が重要である（前掲図表2）。

(2) 早期のベンチマーク更新実施の必要性

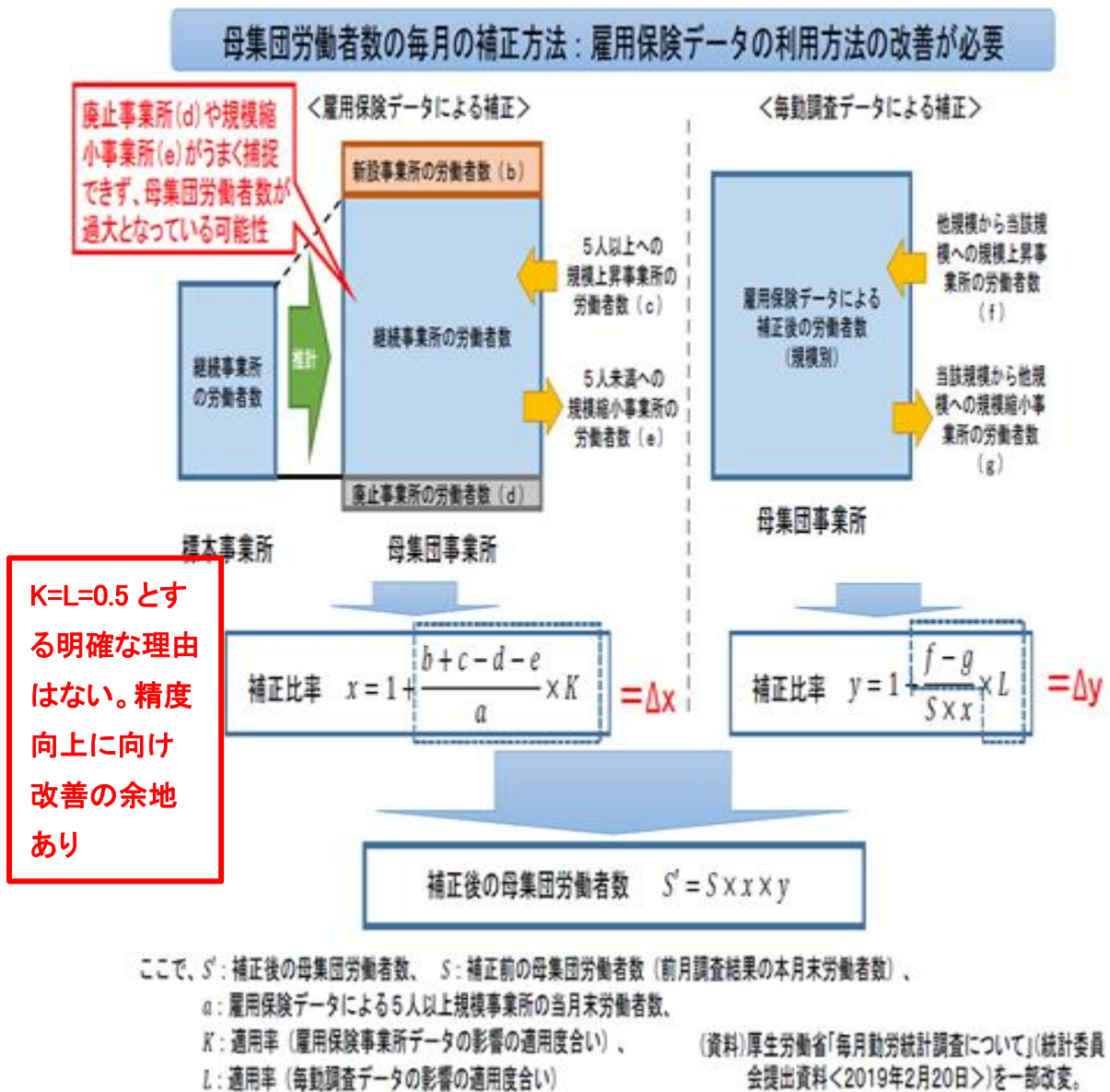
現在は、「経済センサス基礎調査（2014年）」から得られた2014年6月時点の母集団労働者数をベンチマークとして利用している。ベンチマーク時点から既に約7年が経過しており、速報値と確定値とのかい離により、更新時の段差の拡大が懸念される。できるだけ早く、②の速報値を③の確定値に更新することが不可欠である。

事業所の大宗を占める民営事業所の労働者数については、2016年時点の「経済センサス活動調査」の結果が利用可能である。公営事業所の労働者数は、「経済センサス活動調査」からデータを得ることはできないが、公営事業所の労働者数の変化は小さいため、一定の割り切りで補完を行うのが適切である。厚生労働省には、ベンチマーク更新による賃金の段差が拡大することを回避するため、できるだけ早くベンチマークの更新を行うことを要望しておきたい。

(3) 速報値の推計方法の見直し

②の速報値から③の確定値への段差を小さくするには、②の速報値の推計精度を高めることが重要である。現状、②の母集団労働者数の速報値は、以下の方法で推計されている（図表6）。

(図表6) 母集団労働者数（速報値）の延長推計方法



(出所) 厚生労働省「毎月勤労統計調査について」第132回統計委員会提出資料、2019年2月20日>

(ア) 「雇用保険データ」を用いて、5人以上事業所の新設（図表6のb）・廃止（同d）、5人未満からの規模拡大（c）、5人未満への規模縮小（e）、

各々による労働者数の増減率を推計する。

(イ)「毎月勤労統計」の調査データを用いて、5人以上事業所内での規模変更（アを除く、 $f - g$ ）による労働者数の増減率を推計する。

(ウ) (ア) (イ) で推計された増減率の各々 2 分の 1 を前月の母集団労働者数に乘じることで、今月の母集団労働者数を推計する（図表 6 の補正比率の式において、 $K = L = 0.5$ としている）。

②の速報値の推計方法は長年見直しが行われておらず、現在においても適正なのかどうか疑問がある。特に、(ア) (イ) で求めた労働者数の増減率は各々独立の事象であり、各々を母集団労働者数に反映させる割合を 2 分の 1 とする根拠は存在しない。②の速報値の推計方法を見直し、精度を改善することが肝要である。

3-2. 回収率低下にどのように歯止めをかけるか

(1) 「毎月勤労統計」の回収率の低下

「毎月勤労統計」の調査票回収率は、近年目立って低下している。2015 年頃までは 85% 程度の回収率を確保してきたが、2019 年以降、80% 割れの水準まで低下している（図表 7）。2019 年の「不適切」調査の発覚によって、統計の信頼が損なわれたことがマイナスに作用しているほか、2020 年はコロナ禍が影響しているとみられる。

(図表 7) 「毎月勤労統計」の調査票回収率の推移

年平均	2000	2005	2010	2015	2018	2019	2020
回収率	88.6%	84.5%	85.4%	84.8%	82.7%	79.8%	78.2%

(出所) 厚生労働省資料から筆者作成

調査票回収率を事業所規模別（調査産業計）で比較すると、5～29 人の小規模事業所では 88% と高い一方で、30～99 人の事業所が 73%、100～499 人が 75%、500 人以上の大規模事業所が 81% と総じて低くなっている（図表 8）。

産業別では、飲食サービス業や生活関連サービス業で、500 人以上の大規模事業所の回収率が 5 割を下回る。規模が大きいほど回収率が高い他の統計調査とは異なり、大規模事業所において回収率が低くなっている点が特徴的である。

(図表 8) 産業別・規模別の調査票回収率 (2017 年)

(%)

	規模計	500人以上	100~499人	30~99人	5~29人
調査産業計	83.4	80.8	74.8	73.3	87.8
建設業	88.7	78.3	75.7	80.4	90.1
製造業	86.1	87.5	81.7	77.0	89.9
情報通信業	79.2	77.8	69.4	66.4	85.2
運輸業・郵便業	81.5	74.0	77.8	78.2	86.1
卸売業・小売業	83.2	72.1	73.3	77.8	86.0
不動産・物品賃貸業	78.5	73.7	67.0	65.9	85.8
飲食サービス業等	72.1	47.6	52.6	61.5	80.8
生活関連サービス業	72.7	48.4	56.0	64.1	80.8
医療・福祉	86.8	81.1	78.6	77.0	90.4
その他のサービス業	79.3	69.5	68.8	66.9	89.5

(出所) 厚生労働省「毎月勤労統計調査について」第 133 回統計委員会提出資料、2019 年 3 月 18 日

(2) 回収率の低下による非標本誤差の拡大

調査票回収率の低下に伴い、「毎月勤労統計」には、以下のような非標本誤差が生じており、その影響が近年になって拡大してきている。

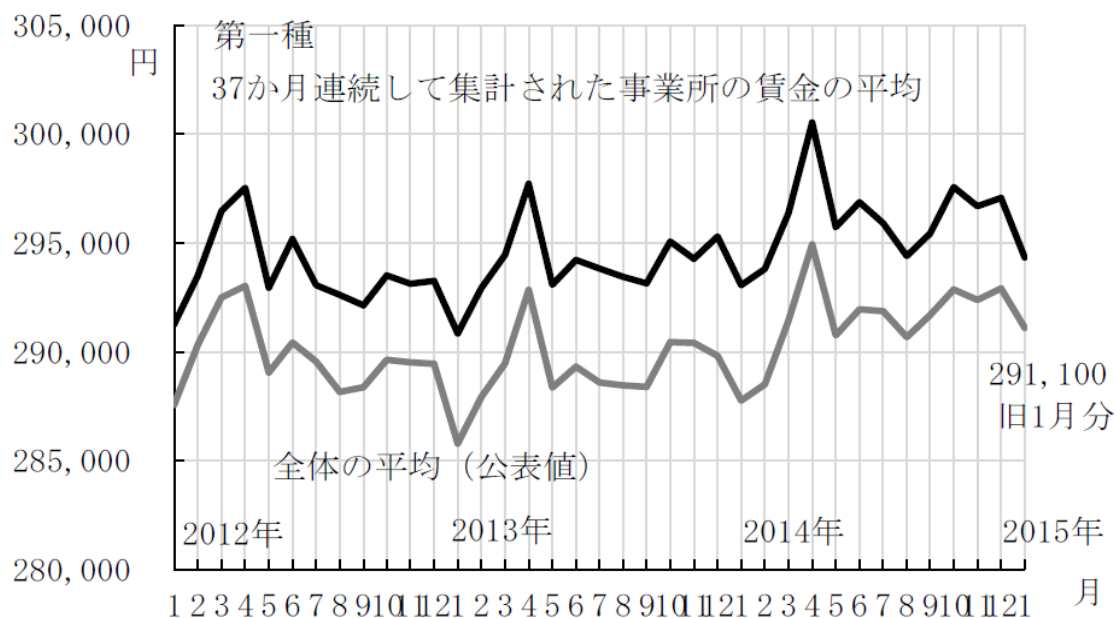
第 1 に、事業所ごとで賃金水準が異なることから、回収される事業所サンプルの構成が毎月変化することで賃金に振れが生じている。特に、回収率が低くなっている 30~99 人規模、100~499 人規模は、いずれもサンプル数が少なく、1 サンプル当たりの賃金へのインパクトが大きいことから、「毎月勤労統計」の賃金の振れを大きくしていると考えられる。

第 2 に、回収される事業所サンプルの賃金水準が回収されない事業所の賃金と比べ偏りがある場合は、回収率の低下に伴い、回収サンプルから得られる賃金にバイアスが生じる。実際、「毎月勤労統計」では、継続的に調査票を提出する事業所の賃金水準は、一定期間、調査票を提出し、その後非協力に転じた事業所の賃金よりも高くなる傾向がある (図表 9 ①)。そのため、回収サンプルから得られる平均賃金は、真の賃金水準と比べ上方にバイアスする。サンプルは時間と

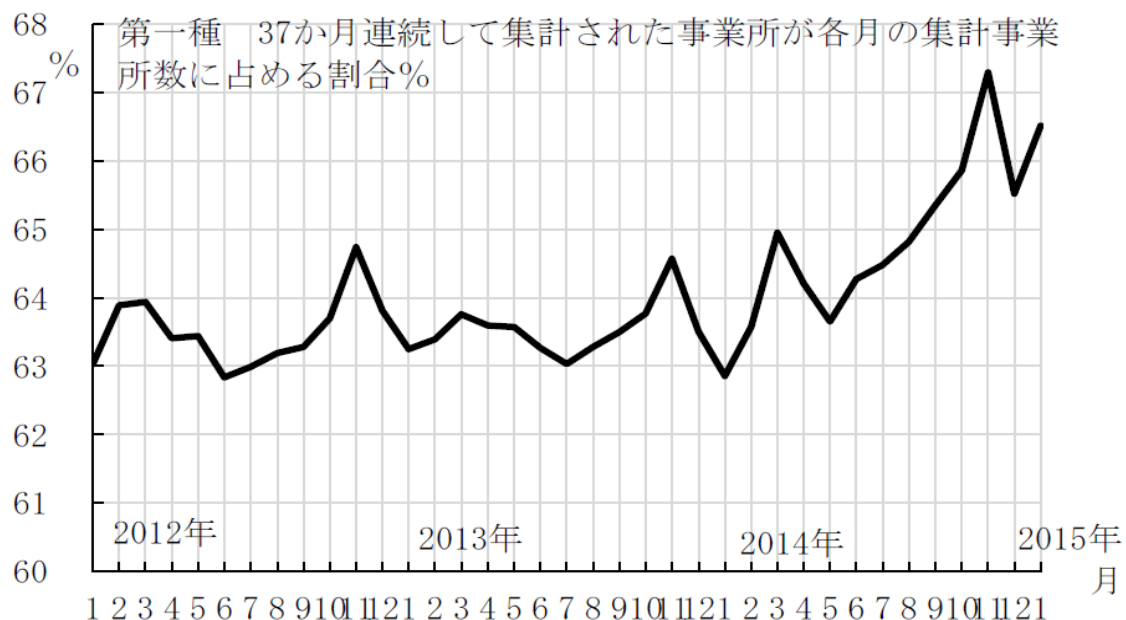
ともに脱落していくことから、賃金の上方バイアス（サバイバル・バイアス）も次第に拡大する傾向がある（図表9②）。

（図表9）「毎月勤労統計」におけるサバイバル・バイアス

① 継続的に調査票を提出する事業所の賃金と全体の平均賃金との比較



② 継続的に調査票を提出する事業所が全体に占める比率



（出所）厚生労働省「統計委員会の意見書についての審議結果を受けた厚生労働省への情報提供の要望に対する回答」第135回統計委員会提出資料、2019年4月18日

(3) 調査票回収率を高めるには

「毎月勤労統計」の非標本誤差を縮小するには調査票回収率を高める必要がある。近年の回収率低下の加速を踏まえると、回収率のテコ入れは喫緊の課題であり、以下の対策が必要である。

第1は、「毎月勤労統計」の実査を担う都道府県統計部署の体制強化である。回収率向上には、事業所への適切なサポートと回収の督促強化が不可欠であり、人員と予算の充実が必要である。

第2は、調査対象事業所の報告者負担の軽減である。これについては、現状の「事業所」別の調査を「企業」別の調査に変更することが有効であると考えられる。章を改めて詳しく述べる。

3-3. 事業所別調査から企業別調査への変更

(1) 「事業所」別調査の報告負担の重さ

「毎月勤労統計」は、労働者を男女別、一般労働者・パート労働者別に区分して、賃金や労働時間の総計と内訳の報告を求めていることに加え、工場・店舗・本社など「事業所」別の調査であることから、多数の事業所を擁する企業では、調査票の枚数が多くなり、企業の負担は大きくなる。

これに加えて、企業が事業所ごとに給与事務を行っていない場合、調査票作成のために事業所ごとに労働者を抽出し、賃金や労働時間を集計する負担が発生し、負担はさらに重くなる。労働基準法では、事業場ごとに賃金台帳を備え付けることを義務付けているが、営業店舗・出張所など小規模の事業所を、本社・支社など他の事業所と統合し、一つの事業場とすることを認めており、統計における事業所と単位が一致しない場合がある。飲食サービス業など小規模店舗が多い非製造業で、大企業の回収率が低いのは、こうした点が要因と考えられる(前掲図表8)。

(2) 「企業」別調査のメリット

以上の問題を抜本的に解決するには、「毎月勤労統計」を、現状の「事業所」別の調査から「企業」別の調査に変更するのが有効な手段である。「企業」別の調査には以下のメリットがある。

第1に、「企業」別調査の移行により、事業所ごとに労働者を抽出し、賃金・

労働時間を集計する手間が不要になる。各企業が手元に持っている企業全体の賃金・労働時間の計数を記入するだけで済むことから、報告者負担が大きく軽減される。調査票の回収率が向上し、サバイバル・バイアスなど非標本誤差の縮小が期待できる。

第2に、「企業」別の調査により、少ないサンプル（＝企業）数で、実質的に多数の事業所をカバーできることから、標本誤差を大幅に縮小することが可能となる。例えば、現行と同じサンプル数である33,200企業を調査対象とする場合には、1000人以上の企業（約4,200）を全数調査とし、残る29,000サンプルを999人以下の企業への標本調査に配分すれば、現行「毎月勤労統計」の15倍以上に達する50万超の傘下事業所をカバーすることが可能となる（図表10）。この事業所数は、米国の「雇用統計（Current Employment Statistics）：事業所調査」の69万事業所に匹敵する水準であり、現状サンプルが少なく、標本誤差が大きい中規模・小規模事業所（中小企業）のサンプル数が大幅に増加することから、標本誤差の大幅な改善が期待できる。

（図表10）規模別企業数・傘下事業所数・労働者数

企業規模	企業数	傘下事業所数	常用労働者数	同シェア
1000人以上	4,161	389,267	14,463,165	32.5%
100～999人	54,791	502,321	13,493,112	30.3%
30～99人	142,131	375,742	7,296,412	16.4%
5～29人	850,395	1,062,663	9,236,956	20.8%
5人以上計	1,051,478	2,329,993	44,489,645	100.0%

（出所）「経済センサス基礎調査（2014年）」（2014年7月時点）

（3）企業別調査への移行に向けて検討を

「毎月勤労統計」の抜本的な精度向上を実現するために、「事業所」別調査から「企業」別調査に移行するとの提案は、現行の調査体制からの飛躍が大きく、関係者には驚きを持って受け止められると思われる。確かに「企業」別調査に移行した場合、都道府県別統計（地方調査）の作成には一定の工夫が必要との課題も存在する。

しかし、2019年にスタートした「経済構造実態調査」や本年実施予定の「経

済センサス活動調査」では、「事業所」別調査から「企業」別調査に大きく舵を切ることで、詳細な計数の記入と報告者負担の抑制を両立させている。「毎月勤労統計」についても、従来の「事業所」別調査から、「企業」別調査に移行することで、回収率低下や調査サンプルの不足による精度の悪化に対して、有効に対処することが可能となる。米国の「雇用統計（事業所調査）」でも、調査は「事業所」単位でなく「企業」単位（正確には「失業保険」の加入単位）で行われ、14万2千の企業を調査することで、傘下の69万事業所をカバーしている。

調査票回収率の低下が続くなか、「毎月勤労統計」の精度向上を実現するには、「企業」別調査への移行など思い切った調査体制の変更も視野に入れる必要がある。本稿での提案を踏まえ、厚生労働省や統計委員会など関係者間において、従来の枠組みを超えた抜本的な改革に向けた議論がしっかりと行われることを強く望みたい。

【参考文献】

西村清彦・山澤成康・肥後雅博（2020）『統計 危機と改革 システム劣化からの復活』、日本経済新聞出版、2020年9月

美添泰人・舟岡史雄（2019）「公的統計の品質の確保に向けて」、2019年3月10日（資料は、日本統計学会「公的統計に関する臨時委員会報告書第一部 毎月勤労統計調査の不正をめぐる事案に関する見解：資料編」＜日本統計学会ホームページ、2019年6月5日＞の資料5として所収）、